

社会福祉法人敬愛学園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛学園（以下、「本学園」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）・日当等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次の通りとする。ただし、本学園の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、地域手当は、別表第2に定める1人当たりの年額の範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額の範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、役員旅費規程による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは支給額は退職金規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本学園業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前号各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本学園は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象として、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計) 上限
評議員	10,000 円	1,000,000 円

別表2 常勤役員報酬

役職	期末手当年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員 (常勤)	100,000 円	100,000 円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計) 上限
理事	30,000 円	1,000,000 円
監事	30,000 円	

敬愛学園評議員・役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、敬愛学園の評議員・役員が、法人の業務のために、または理事長の命ずる研修、会議等のために、出張をする場合に支給する旅費に関して、その基準を定めるものとする。

(出張の定義)

第2条 出張とは、法人の業務のため、または理事長の命ずる研修、会議等のために旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 評議員・役員が出張した場合には、その者に対し旅費を支給する。

(出張命令)

第4条 第3条により出張する評議員・役員は、評議員会・理事会・理事長の発する招集・出張命令によって行わなければならない。

(出張命令の変更)

第5条 出張命令の変更は、できる限り事前に行うものとし、やむを得ない場合に限り事後速やかに行うものとする。ただし、変更が合理性又は必要性を欠く場合であつて、理事長に変更が認められなかった場合には、変更前の旅費を支給する。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費はもつとも経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要性、または天災その他やむを得ない事情により、それにより難い場合については、その現によつた経路及び方法により計算する。

② 旅費計算上の日数は、旅行のために現に要した日数による。

(交通費)

第8条 交通費は、鉄道、乗合バス、航空機、船舶による旅行について、路程に応じ旅客運賃等の相当分を支給する。

- ② 前項によらない交通費は、理事長が必要と認める場合に限り、その旅客運賃またはそれにあたる額の相当分を支給する。

(日当)

第9条 日当は旅行の日数に応じて、一日当たり10,000円の定額により支給する。

(宿泊料)

第10条 宿泊料は、旅行中の宿泊数に応じて、一夜あたり15,000円の定額で支給する。ただし、宿泊場所及び利用料金があらかじめ指定されている場合には、その実費を支給する。

(旅費の支払い)

第11条 旅費の支払いは、旅行終了後速やかに支払う。ただし、評議員・役員から請求があった場合には、概算で支払うことができる。その場合、旅行終了後速やかに精算しなければならない。

(改正)

第12条 この規程の改正には、理事会の承認を必要とする。

付則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。